

2017年8月4日

JAC会員社 担当者様各位

一般社団法人 日本アド・コンテンツ制作協会
協力機関委員会

『イントレ等足場組立・解体作業の参考ルール』および

『各種講習修了者用ステッカー』送付のお知らせ

JAC協力機関委員会では昨年【足場（イントレ）取扱い作業従事者資格取得の経過措置期間終了に向けて】の周知活動を行って参りました。

既にご案内致しました通り、7月1日から「足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育」などの資格を得た者のみが作業（組立・解体・移動）をし、かつ制作会社（事業者）はスタッフ（作業従事者）の資格を確認する義務があります。

委員会では、制作会社担当者に理解を深めて頂くために、『イントレ等足場組立・解体作業の参考ルール』・『各種講習修了者用ステッカー』を作成しました。

『各種講習修了者用ステッカー』は、制作会社担当者が目視で修了証を確認した際に、足場組立・移動・解体従事者資格の「特別教育講習」修了者、作業指揮者（※1）、および作業主任者（※2）の方に配布、必要事項を記入の上、シールとして、または名札ケース等に入れてもご使用頂けるように致しました。各社のロゴ等を入れて積極的にご活用頂ければ幸いです。

『イントレ等足場組立・解体作業の参考ルール』は、各社でご検討いただき事情に合わせて必要な修正を加え、現場担当者の理解促進にご活用頂ければ幸いです。

また、参考ルールで触れていますが【労働安全衛生規則】では、作業従事者チームの中で作業指揮者の選任が義務付けられております。下記HPにて規則をご確認下さい。

（※1）作業指揮者については；労働安全衛生規則第529条参照

（※2）作業主任者については：労働安全衛生規則第565条、第566条参照

<中央労働災害防止協会安全衛生情報センター>HPから【労働安全衛生法】【労働安全衛生規則】をご覧ください。

<http://www.jaish.gr.jp/index.html>